

【EU】旅客個人情報の利用に関する米国との協定締結

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州連合(EU)は、2007年に旅客個人情報の利用に関する米国との協定に署名し、正式な締結手続を完了しないままこれを暫定的に運用してきたが、個人情報保護を強化する新しい協定を策定し、2012年4月26日、その正式な締結手続を完了した。

1 協定締結の経緯

米国は、外国から又は外国に向けて米国の空港で発着する航空便について、旅客個人情報(Passenger Name Records 以下「PNR」)を事前に米国の国土安全保障省(以下「米国当局」)に通知することを要求している。PNRとは、旅客が航空機予約に必要な情報として航空会社に提供した氏名、旅行日程、住所及び連絡先、支払方法(クレジットカード引落情報)、利用した旅行業者、座席、手荷物等の情報である。

EUは、2007年7月、米国との間で、航空会社が米国当局に提供するPNRの加工及び転送に関する協定(以下「2007年PNR協定」)に署名した。EUは、これまで、米国、オーストラリア及びカナダとPNR提供に関する協定に署名しているが、これらの協定を発効させるためには、手続として理事会の承認が必要であり、その前提として欧州議会の同意が必要である(EUの機能に関する条約第218条第6項)。米国との2007年PNR協定については、締結手続が完了するまでの間は、暫定的にこれを適用するとする当該協定第9条の規定により、この5年間、暫定的運用が行われてきた。

欧州委員会は、2009年12月、この協定を正式に締結するための理事会決定案を提出した(COM(2009)702)。しかし、同意が求められた欧州議会は、情報保護に関する懸念を理由に、2010年5月、これを拒否し、協定の条件について再度相手国との協議を求める決議を行った。

欧州委員会は、PNRの提供に関する国際的な姿勢に関する政策文書(COM(2003)826)を2003年の段階で発表していたが、情報保護の強化等を図るために、改めて2010年9月、第3国とのPNR協定に関する政策文書(COM(2010)492 final)を発表し、米国、オーストラリア及びカナダと協定の条件について再交渉を始めることとした。

その結果、欧州委員会は、最終的に、PNRの転送、加工、利用及び保護の条件に関するEU及び米国の責務を定めた新しい協定案をまとめ、2011年11月23日、その締結を承認する理事会決定案を改めて提出した(COM(2011)807 final)。これは、新たに、保管期間、利用、データ保護規定、行政及び司法による救済等の条件を条文に規定するもので、2007年PNR協定に代わるものとなる。

欧州議会は、2012年4月19日、この協定の締結に同意し(賛成409、反対226、棄権33)、理事会は、2012年4月26日、正式にこれを採択した。

同協定は、2012年7月1日に発効し、7年間有効となる。

なお、オーストラリアとの協定の締結承認は、2011年12月13日に理事会決定が採択されたが、カナダとの協定に関しては、手続が継続中である。

2 協定の要点

【PNRの利用目的】

米国は、PNRを収集し、テロ攻撃及び関連犯罪並びに合衆国法に基づき3年以上の禁固刑の対象となる国際犯罪について、その防止、発見、捜査及び起訴のためにこれを使用し、及び加工する（第4条）。

【PNRの保管期間】

米国当局は、PNRを稼働中のデータベースに搭載し（権限を付与した職員に利用を限定）、6か月を経過した後に、旅客個人を特定する名前や連絡情報、特別サービス等の項目を遮蔽して情報を非個人化する。搭載後5年以内に、これを休眠データベースに移し、10年間を上限として保存する。その期間は、特定の事件や危険を特定する法の要請がある場合に限って個人を特定することができ、3年以上の禁固刑が適用される国際犯罪のためであれば、5年を期限として非個人化を解除できる。その後は、個人を特定する情報は完全に消去され匿名化される。特定の事件に関する情報については、その捜査が終了するまでは稼働中のデータベース上に搭載することができる。（第8条）

【取扱注意情報】

PNRが旅客の人種、宗教、政治的信条、健康や性生活等、取扱いに注意を要する情報を含む場合は、これらを機械的に選別して遮蔽するとしているが、人命が危険にさらされる例外的な状況においては利用できる。このような情報は、食事の選好や疾病等の情報から判断されるが、実際にいかなる情報を取扱注意とし、遮蔽対象とするかは、別途、米国当局がその規準を策定する。特に捜査対象となっていない限り、この情報は、PNRの受領から30日以内に消去される。（第6条）

【司法救済】

この条約の規定に反してPNRが使用された場合、EU市民は、合衆国法に基づく行政上及び司法上の救済を求めることができ、PNRの利用及び加工に関する米国当局の決定に行政上の異議を申し立て、連邦裁判所の審査を請求する権利を有する（第13条）。

【個人のPNRの閲覧及び訂正】

自分のPNRについては、誰でも米国当局にその閲覧を請求する権利を有し（第11条）、情報が不正確であるときは、その消去を含め、米国当局に訂正を求める権利を有する（第12条）。

参考文献（インターネット情報は、2012年6月21日現在である。）

・協定の条文：“Agreement between the United States of America and the European Union on the use and transfer of Passenger Name Records to the United States Department of Homeland Security,” Interinstitutional File: 2011/0382 (NLE), 17434/11, 8 December 2011.

<<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/11/st17/st17434.en11.pdf>>